

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（学校体育施設の有効活用推進事業）」

NO	質問	回答
1	モデル事業の対象となる施設には大学は含むのか。	公募要領 4 事業の内容 にもございますが、対象となる施設には大学は含みません。ただし、対象となる施設の学校に加えて大学もフィールドとするような内容であれば応募可能です。
2	応募に際して、複数団体での応募は可能か。	可能ではありますが、事業形態としては再委託と同じような形となるものと思います。複数団体での応募の場合、代表企業を立てていただくため、事業終了後の支払配分等を決定していただく等事務が煩雑となります。
3	企画提案にあたり、あらかじめ地方公共団体、学校、地域団体等各関係者への意見聴取をする必要はあるか。	必須ではありませんが、事前に意見聴取した方が提案いただく企画がより具体的な内容となるものと思います。
4	雑役務としての二次発注、再委託費の経費全体に対するパーセンテージ割合などの規定はあるか。	二次発注してよい金額、%割合については、委託契約書（案）第7条にあります「委託事業の全部を第三者に委託してはならない」という縛り以外は特段ありませんが、審査基準の2（5）に「提案内容に対して、妥当な経費が示されていること」とありますので、外注割合も技術審査の対象となります。